

原管発官 R3 第 188 号
令和 3 年 12 月 24 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき，下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け，昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号，昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号，昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号，昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号，昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号，平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号，平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号，平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号，平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号，平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号，平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号，平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号，平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号，平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号，平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号，平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号，平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号，平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号，平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号，平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 08 号，平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 30 号，平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 16 号，平成 10 年 10 月 29 日付平成

10・09・04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11・07・23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11・11・05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12・05・19 資第 4 号, 平成 13 年 1 月 5 日付平成 12・08・31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13・02・15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13・03・23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付平成 13・09・11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13・12・06 原第 2 号, 平成 14 年 3 月 18 日付平成 14・02・22 原第 10 号, 平成 14 年 5 月 7 日付平成 14・03・28 原第 1 号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14・06・05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14・07・12 原第 9 号, 平成 14 年 9 月 27 日付平成 14・08・29 原第 12 号, 平成 14 年 10 月 30 日付平成 14・10・18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15・04・07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15・06・30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15・09・25 原第 4 号, 平成 15 年 12 月 17 日付平成 15・11・17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15・12・24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16・05・28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付平成 16・08・27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17・03・16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17・07・12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17・09・01 原第 7 号, 平成 17 年 12 月 20 日付平成 17・12・06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・27 原第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18・06・30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19・03・05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19・06・22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19・07・31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19・09・28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19・12・14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日付平成 20・04・03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20・05・29 原第 19 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 28 号, 平成 20 年 10 月 24 日付平成 20・10・10 原第 8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21・01・28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21・10・30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21・12・16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22・05・26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23・10・07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23・12・13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号及び令和 2 年 10 月 30

日付原規規発第 2010305 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、下線は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 組織体制の見直しに伴う変更

組織体制の見直しに伴い、発電所組織を以下のとおり変更する。

①セキュリティ管理部の設置

所長直下に、セキュリティ管理部を設置する。

②核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループの設置

防護管理グループを廃止し、セキュリティ管理部内に核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループを設置する。

③サイバーセキュリティグループの設置

業務システムグループを廃止し、セキュリティ管理部内にサイバーセキュリティグループを設置する。

④防災安全部の廃止

防災安全部を廃止し、安全総括部内に防災安全グループを設置する。

本変更に伴い、関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第 4 条（保安に関する組織）
- ・ 第 5 条（保安に関する職務）
- ・ 第 17 条（火災発生時の体制の整備）
- ・ 第 17 条の 7（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・ 第 17 条の 8（大規模損壊発生時の体制の整備）
- ・ 第 98 条（保全区域）
- ・ 第 99 条（周辺監視区域）
- ・ 添付 2（火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準）
- ・ 添付 3（重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準）

(2) 福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映

原子力規制委員会への回答文書等の反映に伴う福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時における審査内容を踏まえ、表現の見直しを行う。

本変更に伴い、関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第2条（基本方針）

3. 施行期日

この規定は、本保安規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和3年12月24日付原管発官R3第190号をもって認可申請した柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、30日以内に施行する。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 当社は、7項目の回答等*で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(中略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 当社は、7項目の回答等*で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。 その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>(省略)</p>	<p>福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>本ページ 変更なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

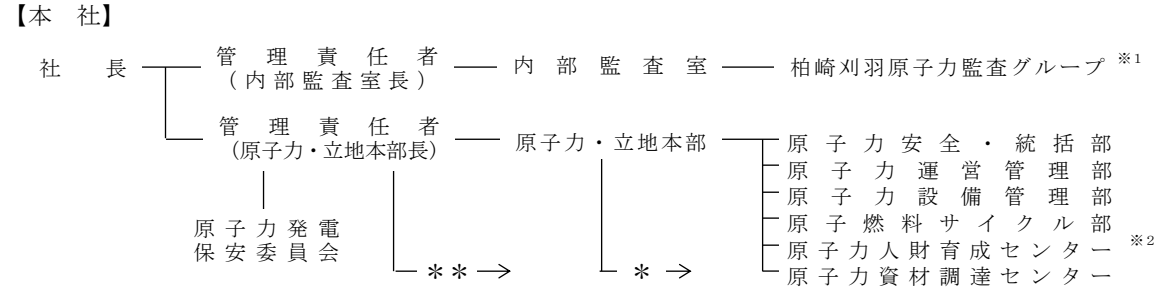
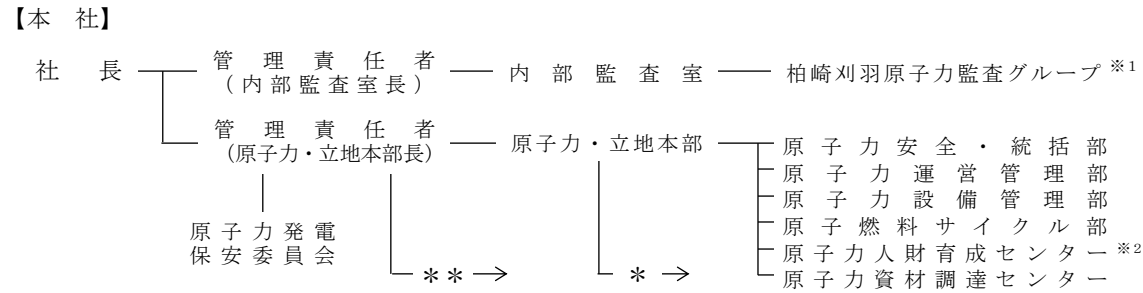
変更前

変更後

備考

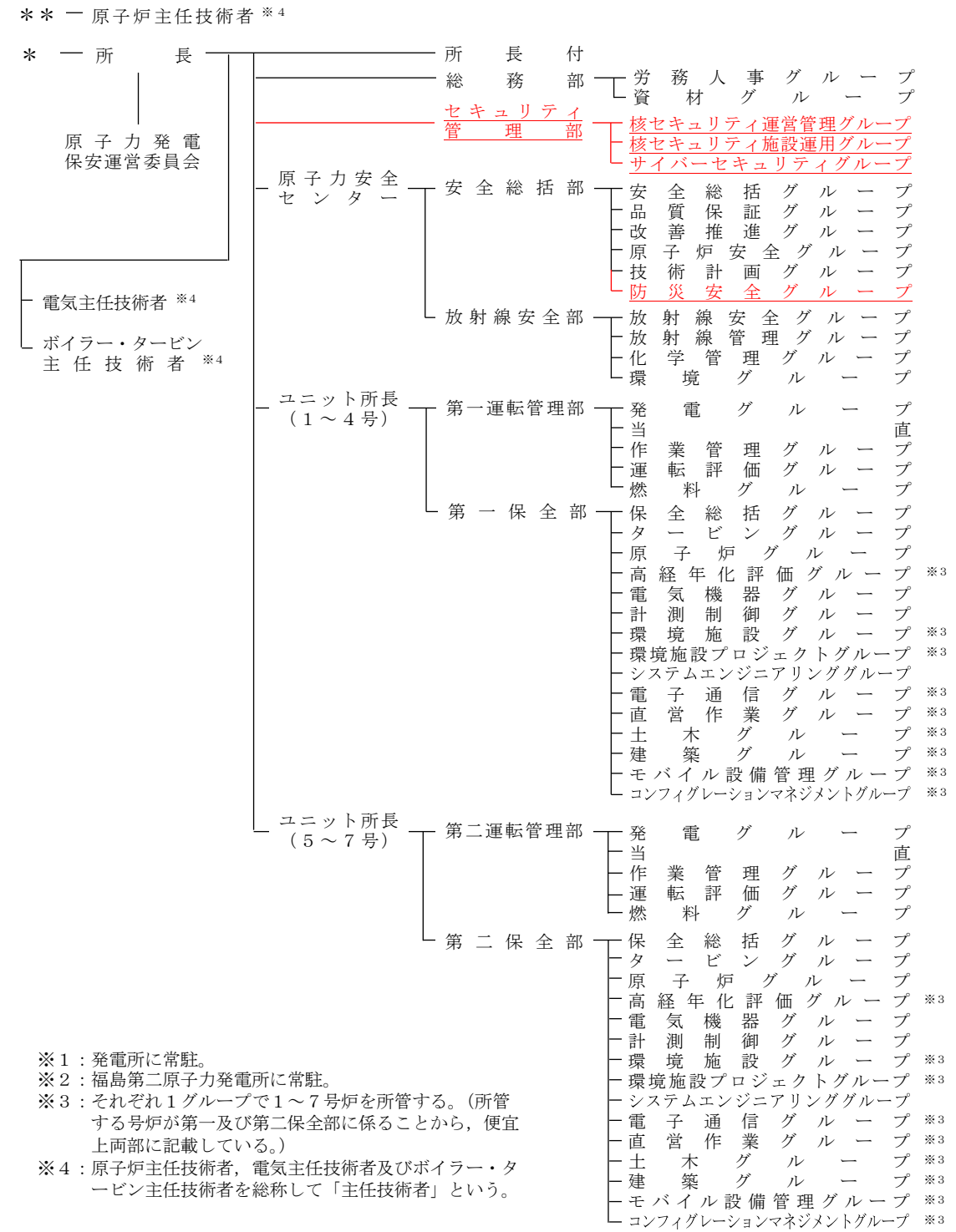
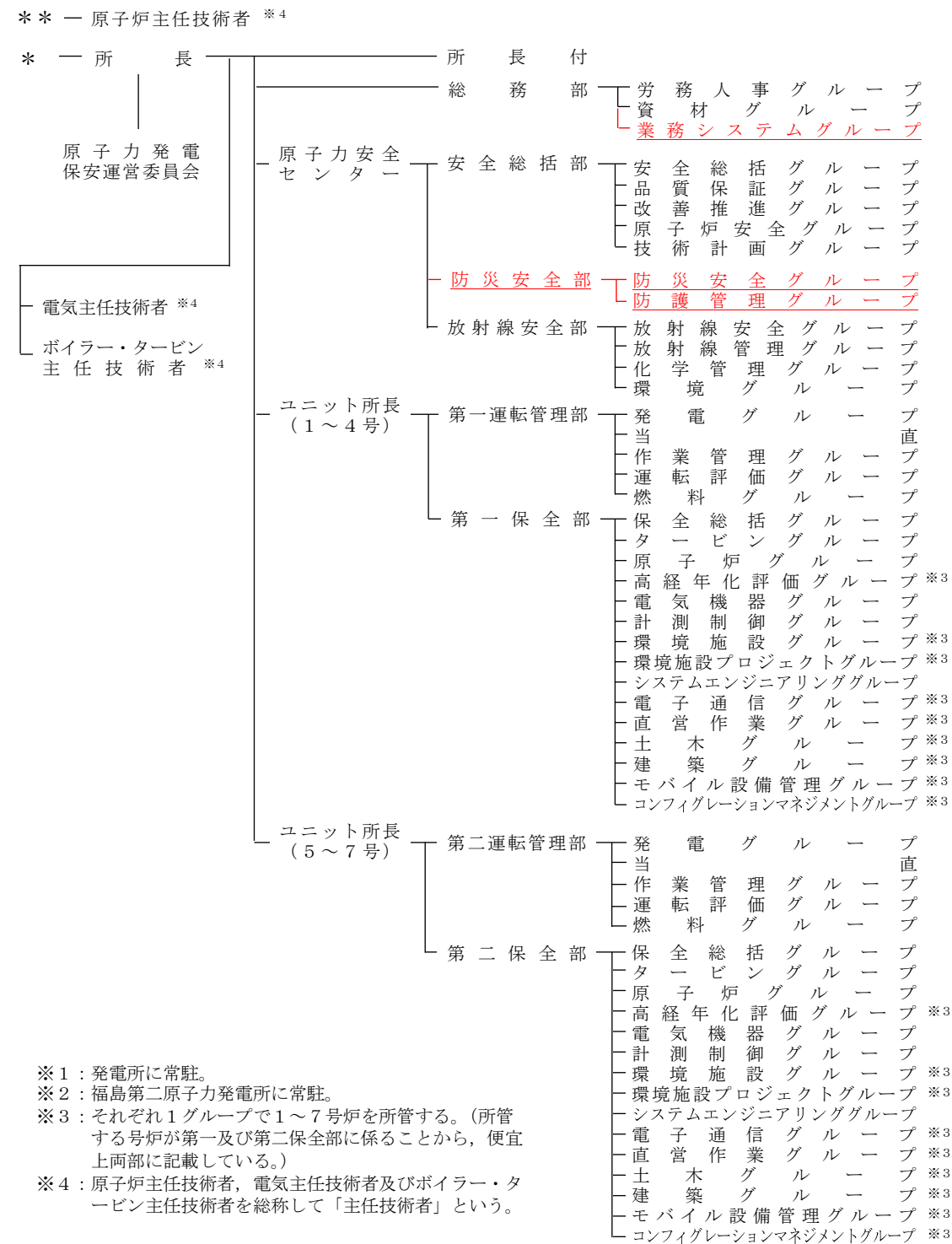
図4

図4



【柏崎刈羽原子力発電所】

【柏崎刈羽原子力発電所】



組織体制の見直しに伴う変更

※1：発電所に常駐。
 ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
 ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
 ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

※1：発電所に常駐。
 ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
 ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
 ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><u>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(13) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(22) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 核セキュリティ運営管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 核セキュリティ施設運用グループは、周辺監視区域及び保全区域の境界の設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい、当直長及びグループマネージャー相当の職位を含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(17) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(20) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保全作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(22) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(23) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2.5) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(2.6) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.7) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.8) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.9) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(3.0) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(3.1) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.2) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.3) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.4) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.5) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.6) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.7) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、<u>防災安全部</u>及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2.6) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(2.7) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.8) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(2.9) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.0) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(3.1) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(3.2) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.3) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.4) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.5) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.6) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(3.7) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3.8) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 運転管理</p> <p>(中略)</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第 1 7 条</p> <p>(中略)</p> <p>[7 号炉]</p> <p>防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第 1 7 条の 7</p> <p>[7 号炉]</p> <p>社長は、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力運営管理部長は、添付 3 「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 防災安全GMは、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第 1 7 条の 8</p> <p>[7 号炉]</p> <p>防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 運転管理</p> <p>(中略)</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第 1 7 条</p> <p>(中略)</p> <p>[7 号炉]</p> <p>防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第 1 7 条の 7</p> <p>[7 号炉]</p> <p>社長は、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力運営管理部長は、添付 3 「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 防災安全GMは、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第 1 7 条の 8</p> <p>[7 号炉]</p> <p>防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域) 第 9 8 条 保全区域は、添付 5 に示す区域とする。 2. <u>防護管理GM</u>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第 9 9 条 周辺監視区域は、図 9 9 に示す区域とする。 2. <u>防護管理GM</u>は、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域) 第 9 8 条 保全区域は、添付 5 に示す区域とする。 2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域) 第 9 9 条 周辺監視区域は、図 9 9 に示す区域とする。 2. <u>核セキュリティ運営管理GM</u>は、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和 2 年 10 月 30 日 原規規発第 2010305 号） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第 1 2 条（運転員等の確保）、第 1 7 条（火災発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 3（火山影響等発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第 1 7 条の 5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 6（資機材等の整備）、第 1 7 条の 7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第 1 7 条の 8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き 7 号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 1 号炉から 6 号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>4. 第 6 2 条及び第 6 3 条は、1 号炉、5 号炉及び 6 号炉の蓄電池に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>5. 第 6 0 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>この規定は、本保安規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日又は令和 3 年 12 月 24 日付原管発官 R3 第 190 号をもって認可申請した柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日のいずれか遅い日より起算し、30 日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和 2 年 10 月 30 日 原規規発第 2010305 号） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第 1 2 条（運転員等の確保）、第 1 7 条（火災発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 2（内部溢水発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 3（火山影響等発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第 1 7 条の 5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第 1 7 条の 6（資機材等の整備）、第 1 7 条の 7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第 1 7 条の 8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き 7 号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 1 号炉から 6 号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>4. 第 6 2 条及び第 6 3 条は、1 号炉、5 号炉及び 6 号炉の蓄電池に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>5. 第 6 0 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p> <p>（省略）</p>	<p>福島第二及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請時の審査内容の反映</p> <p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2，第17条の3，第17条の4及び第17条の5関連)</p> <p>火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，各GMは，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，各GMは，計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 (第17条，第17条の2，第17条の3，第17条の4及び第17条の5関連)</p> <p>火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，各GMは，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 防災安全GMは，(1)の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，各GMは，計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>